

ハイライト:

- ・改正育児介護休業法について説明します。
- ・新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する方について、社会保険での特例制度があります。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶 1

改正育児介護休業法 1

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する者の被扶養者の収入確認の特例 2

日々感染者数の記録が更新されていく状況に驚愕させられます。各種の変異株は猛威を振るっており、引き続き感染には十分気をつけてお過ごしください。

第87号では、今年の6月に改正された育児介護休業法、及びコロナ関連の社会保険の扶養者判定特例の取り扱いについて取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。



公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

改正育児介護休業法

令和3年6月に育児・介護休業法が改正されました。令和4年4月1日から段階的に施行されます。就業規則の改定をいつ行うか検討が必要です。

令和4年4月1日施行の内容

育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の義務付け

- ・新制度及び現行育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の措置を事業主に義務付け。
- ・具体的には、研修、相談窓口設置等の複数の選択肢からいずれかを選択導入。
- ・環境整備に当たっては、1か月以上の長期の休業の取得を希望する労働者が希望する期間を取得できるよう、事業主が配慮することが今後指針において示される予定。

妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知

- ・労働者又は配偶者が妊娠又は出産した旨等の申出をしたときに、当該労働者に対し新制度及び現行の育児休業制度等を周知するとともに、これらの制度の取得意向を確認するための措置を義務付け。
- ・上記周知の方法は、面談での制度説明、書面等による情報提供等、複数の選択肢からいずれかを法人が選択することが認められる予定。

令和4年10月施行予定の内容

育児休業の分割取得等

- ・育児休業(新制度除く)を分割して2回まで取得可能とする。
- ・保育所に入所できない等の理由により1歳以降に延長する場合について、開始日を柔軟化することで、各期間途中でも夫婦交代を可能(途中から取得可能)とする。

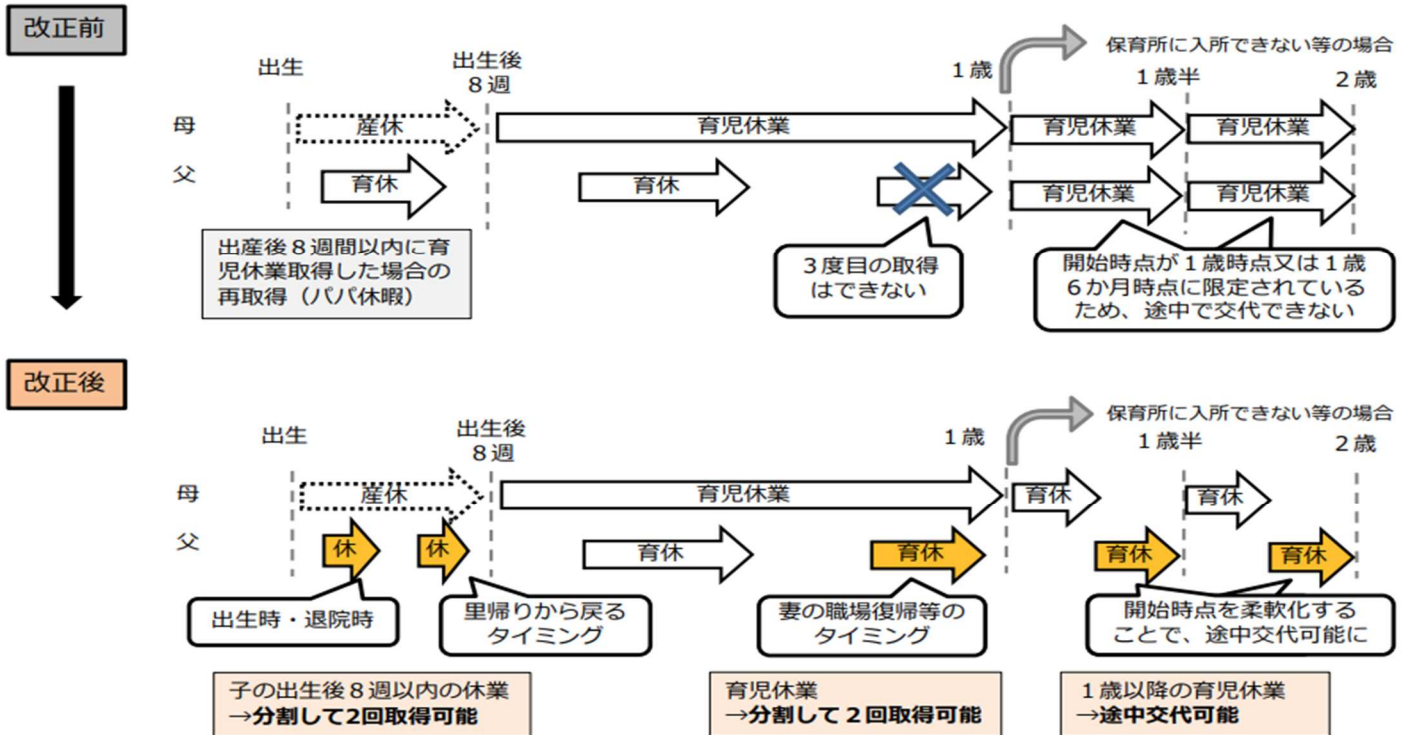
子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みを創設

- ・休業の申出期限については、原則休業の2週間前まで。現行の育児休業(1か月前)よりも短縮
- ・分割して取得できる回数は、2回とする。
- ・労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中の就業を可能にする。

以上の と の内容を改正前後で比較したものが次の図となります。

・生後8週以内に2回に分割して4週間まで取得可能。

・生後8週後1歳までの期間に育児休業を2回に分割して取得可能、かつ1歳後の育休開始時点を柔軟化。



令和5年4月1日施行の内容

< 出典:厚生労働省 労働政策審議会資料 >

育児休業の取得状況の公表の義務付け

常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育児休業の取得の状況について公表を義務付。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！

<https://my-naka.com/>

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する被扶養者の収入確認の特例

医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、社会保険の被扶養者の収入確認の際には年間収入に算定しないよう特例が講じられています。あくまで医療職として従事した場合が対象であり、受付業務等の勤務は対象外です。令和3年4月から令和4年2月末までのワクチン接種業務に対する賃金が特例対象となります。

なお、これは健康保険等の被扶養者認定及び国民年金の第3号被保険者の認定のみに係る取扱いですので、税金等の計算や配偶者の扶養手当等の判定には関係しません。

給付対象の具体例

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師
診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士

申請期間

令和3年4月から令和4年2月末までのワクチン接種業務に対する賃金

手続き方法

ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主(市(区)町村、医療機関等)から「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」の発行を受け、被扶養者の認定及び資格確認の際に、加入する保険者に提出してください。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15

ウィン青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル3F

電話 048-816-6180

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp